

瀬戸内町農業委員会総会議事録

1.開催日時 令和4年10月20日(木)10時から11時

2.開催場所 瀬戸内町役場4階委員会室

3.出席委員 (10人)

会長	11番	堯	文俊
会長職務代理者	8番	永井	利一
	1番	森	正三郎
	2番	田中	勝弘
	3番	碩	悟
	5番	岡野	正郎
	6番	元	克美
	7番	森山	和雄
	9番	川島	博
	10番	数原	菊美

4.欠席委員 (0人)

5.議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 議案第21号 農地法第3条の規定による許可について

第4 議案第22号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について

第5 協議会

(1) 行事予定について

(2) その他

6.農業委員会事務局職員

局長	川畑	金徳
次長	富田	好仁
主事	堀江	美彩
会計年度任用職員	嘉藤	永子

7.会議の概要

事務局	みなさんおはようございます。定刻前になりましたのでただいまより第 10 回瀬戸内町農業委員会総会を開催いたします。本日の委員の出席ですが、委員が 10 名、推進委員が 3 名となっております。定足に達しておりますので本日の総会は成立していることをご報告いたします。それでは開会にあたりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。
議長	【挨拶】
事務局	ありがとうございました。 それでは、これより議事に入ります。瀬戸内町農業委員会会議規則第 6 条に基づきまして、堯会長に議長をお願いいたします。
議長	それでは、会議を始めて行きたいと思います。日程 1、議事録署名委員の指名をいたします。1 番森委員、2 番田中委員を指名いたします。よろしいですね。 【異議なし】の声が聞こえる。
	日程 2、会期は、本日一日限りといたします。
	日程 3、議案第 21 号 1「農地法第 3 条の規定による許可について」を議題といたします。議案の調査員は数原委員と永井委員となっております。数原委員、お願いします。
10 番委員	議案第 21 号 1、農地法第 3 条の規定による許可について調査員は数原委員、永井委員、それから事務局のほうで立ち会いを行いまして、調査をしました。 土地の表示 ①「瀬戸内町大字諸鈍字赤原 184 番 2」、畑、298 m ² ②「瀬戸内町大字諸鈍字赤原 185 番 2」、畑、396 m ² 合計 2 筆で 694 m ² 。 対価は 2 筆で〇〇〇〇円 (10a 当たり〇〇〇〇円) でございます。 譲渡人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏 譲受人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏 自作地 (畑) 1,206 m ² 借入地 (畑) 1,397 m ² 理由：売買 農地の所有、農地以外の所有など以下、表示してありますのでお目通しください。みなさん、どうかご審議よろしくをお願いいたします。
議長	議案の調査・説明は終わりました。これから議案の審議に入ります。質疑ありませんか。 質疑ないようですので、審議を終結いたします。それでは、議案第 21 号 1 を採決いたします。議案第 21 号 1 は、原案通り賛成の方は挙手を願います。 【全員挙手】 挙手多数であります。したがって、議案第 21 号 1 は原案通り決定されました。
10 番委員	ありがとうございました。
議長	続きまして、日程 3、議案第 21 号 2「農地法第 3 条の規定による許可について」を議題といたします。調査員は森委員と私、堯となっておりますが、森委員のほうからお願いいたします。

1 番委員	<p>議案第 21 号 2、「農地法第 3 条の規定による許可について」ご報告いたします。 9 月 30 日に私と堯委員、そして事務局から富田さんの 3 人で調査をいたしました。 土地の表示</p> <p>①「瀬戸内町大字阿木名字渡シ 1654 番 1」、畑、508 m² ②「瀬戸内町大字阿木名字渡シ 1654 番 2」、畑、265 m² ③「瀬戸内町大字阿木名字渡シ 1654 番 3」、畑、255 m² 合計 3 筆で 1,028 m²です 対価としては贈与であります。</p> <p>譲渡人：神戸市垂水区〇〇〇〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇氏 譲受人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏</p> <p>理由は贈与です。以下お目通しください。ご審議のほうよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>調査・説明は終わりました。これから議案の審議に入ります。質疑ありませんか。 【質疑なし】の音が聞こえる</p> <p>質疑ないようですので、これで質疑を終結いたします。 それでは議案第 21 号 2 を採決いたします。議案第 21 号 2 については原案通り賛成の方は挙手願ひます。</p> <p>【全員挙手】</p> <p>はい、挙手多数であります。したがって、議案第 21 号 2 は原案通り決定されました。</p> <p>日程 4、議案第 22 号、「農業経営基盤強化促進法による利用権設定について」を議題といたします。事務局のほうから説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 22 号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定について」ご説明いたします。資料は 7 ページから 10 ページとなります。まず 7 ページをご覧ください。</p> <p>農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積の利用権設定について、公告日を令和 4 年 10 月 27 日を予定しております。内容につきましては、畑 6 件の 23 筆、貸し手 6 人、借り手 6 人、合計面積 22,420 m²となっております。内容の詳細につきましては 8 ページ、9 ページに計画総括表として掲載しておりますので、後ほどご覧下さい。以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各条件を満たしていると考えております。ご審議よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>議案の説明は終わりました。これから議案の審議に入ります。質疑ありませんか？ はい、数原委員。</p>
10 番委員	<p>〇〇の〇〇のほうで果樹て内容が書かれているんですけど、これは何の果樹か分かってますか？</p>
事務局	<p>スモモです。スモモを植えるそうです。</p>
10 番委員	<p>ありがとうございます。</p>
議長	<p>他にご意見ございませんか？ 質疑ないようですので質疑を終結いたします。 それでは議案第 22 号の採決いたします。議案第 22 号は原案通り賛成の方は挙手願ひます。</p> <p>【全員挙手】</p>

	<p>挙手多数であります。したがって議案第 22 号は原案通り決定されました。</p> <p>日程 5。日程 5 は協議会に入りたいと思います。事務局のほうからお願いします。</p>
	<p>協議会</p> <p>(1) 行事予定について</p> <p>(2) その他</p>
事務局	<p>以上を持ちまして、第 10 回農業委員会総会を終わります。</p> <p>一同 礼</p>

本議事録は、事務局職員に記載させたものであるが、相違ないので署名する。

令和 4 年 10 月 20 日

署名委員

署名委員